

国に対する要望

令和5年6月

仙 台 市

仙台市政の推進につきましては、平素より格別のご支援、ご協力を賜り、厚く感謝を申し上げます。

長きにわたる新型コロナウイルス感染症への対応は節目を迎え、経済の再生に向けた取組みが加速してきております。本市においても、次世代放射光施設ナノテラスを核としたリサーチコンプレックス形成や、スタートアップ・エコシステムの形成によるイノベーションと雇用の創出など、本市の未来を切り開いていくための力強い歩みを進めているほか、令和5年度を「観光再生元年」と銘打ち、観光コンテンツの充実などにも取り組んでおります。

これまで、感染拡大防止や雇用の維持、市内事業者の事業継続支援等の市民の生活を守る施策に注力してまいりましたが、感染症の影響が長期に及んだことに加え、物価や燃料費の高騰による影響もあり、本市事業者は大きな打撃を受けており、今後も継続的な支援が必要な状況です。

東日本大震災から12年が経過し、この間、国においては、未曾有の大災害からの復旧と復興に向け、数次の予算措置や関連法の制定など、格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。本市では、今後も、被災された方々お一人おひとりの生活の再生はもとより、津波で被災した東部沿岸地域における新たな魅力や投資・雇用の創出、震災の経験と教訓を生かしたまちづくり、災害文化の創造・発信など、「よりよい復興」に全力を注いでまいります。

全国的な人口減少や少子高齢化は確実に進行し、とりわけ東北におきましては深刻な状況となっております。子育て支援や教育環境の充実など、未来を担う子どもたちを取り巻く環境づくりを進めるほか、アフターコロナにおける経済成長に向けた取組みなどを通じて、東北の中核都市として東北を牽引する役割を果たしてまいりますが、本市の努力だけでは解決できない課題も数多くあり、国によるなお一層の強力な支援が必要でございます。

このような状況から取りまとめました本要望事項につき、何卒、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

仙台市長 郡 和子

目 次

(新規要望項目：◎、一部新規要望項目：○)

I ウィズコロナ・アフターコロナにおける経済成長に向けた支援

- 1 仙台・東北の持続的な経済成長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(内閣府、文部科学省、経済産業省)
- 2 社会情勢の変化を踏まえた交流人口拡大・・・・・・・・・・・・・・ 5
(復興庁、外務省、国土交通省)

II デジタル社会の実現に向けた支援

- 1 まちのデジタル化に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(内閣府、デジタル庁、総務省、文部科学省)
- 2 行政のデジタル化に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(デジタル庁、総務省)

III 防災環境都市づくりに向けた支援

- 1 災害文化の発信と継承・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
(内閣府、復興庁、外務省、文部科学省、国土交通省)
- 2 災害に備えた対応体制の強化や確実な被災者支援・・・・・・・・・・ 1 3
(内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)
- 3 杜の都の豊かな環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
(経済産業省、国土交通省、環境省)

- IV 新型コロナウイルス感染症対策に向けた支援・・・・・・ 2 1
(内閣官房、内閣府、厚生労働省)

- V 物価の高騰等による影響への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
(内閣府、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省)

VI 教育・子育て・福祉環境の充実に向けた支援

- ◎ 1 不登校対策の推進に向けた支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
(文部科学省)
- 2 教職員体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7
(文部科学省)
- 3 子育て環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9
(内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省)
- 4 福祉環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
(内閣官房、内閣府、厚生労働省)

VII 持続可能な市政運営に向けた支援

- 1 公共施設やサービスの持続的な提供・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5
(総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)
- 2 実態を踏まえた財源の確保と地方分権改革の推進・・・・・・・・ 3 7
(内閣官房、内閣府、総務省、財務省)

I ウィズコロナ・アフターコロナにおける経済成長に向けた支援

1 仙台・東北の持続的な経済成長

(内閣府、文部科学省、経済産業省)

- 新型コロナウイルス感染症への対応は大きな節目を迎え、我が国はアフターコロナに向け動き出している。そうした中、本市や東北の持続的な発展のためには、幅広い人材の交流と新たな価値の創出が必要であり、東北の中核都市である本市がリーダーシップを発揮し、東京に集中する「ひと」や「しごと」を呼び込んでいく必要がある。
- 東北大学青葉山新キャンパス内に整備が進められている次世代放射光施設は、最先端のものづくり企業の進出・集積や雇用創出が見込まれ、東日本大震災からの創造的産業復興と本市のみならず東北全体の経済成長に貢献するものと期待されている。
- 感染症による経済活動の落ち込みや人口減少社会の中、仙台・東北の活力を維持・向上させていくという点においても、この施設が立地することは大きな意義をもつものと考えており、本市としても、放射光施設の運営主体に対して、財政支援等を行っている。
- 2024年度の本格稼働に向けて、整備が進められているが、社会情勢の変化等を踏まえながら、柔軟かつ十分な財政措置がされる必要がある。
- 国は、世界に伍する日本型のスタートアップ・エコシステムの拠点の形成と発展の支援を行うとして、国内においてスタートアップ・エコシステム拠点都市を選定し、補助事業や規制緩和等の支援を実施している。また、2022年8月にグローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室を設置し、今後拠点を都内に整備するなど、海外大学と連携した人材育成の取組みも進めているところである。
- 本市は2020年7月に推進拠点都市に選定され、産学官金が連携し、スタートアップ支援環境の充実を目指している。また、2023年度より、グローバルな視座で事業を展開する人材を育成するため、東北にゆかりのある若者を対象に、世界最先端のアントレプレナーシップ教育の提供や米国のスタートアップ先進地での実地研修などの取組みを開始したところ。
- 東北のスタートアップ・エコシステムの発展に向け、こうした次世代のスタートアップ人材の育成やスタートアップの海外展開支援を、国の交付金等を活用しつつ進めているものの、スタートアップ・エコシステム拠点都市として更なる成長を図るためには、国の財政措置の拡充が必要である。特に、地方独自の人材育成の取組

みへの新たな財政支援が必要である。

- 本市は、2015年度の国家戦略特別区域への指定以降、これまで19メニュー21事業での規制緩和を実現してきた。また、東北大学とともに、スーパーシティへの指定を目指した提案を行ってきた。
- 引き続き、2022年1月に設立された「仙台市×東北大学スーパーシティ構想推進協議会」の枠組みを通じて、東北大学や民間事業者と十分に連携し、デジタル田園都市国家構想交付金等を活用した先端的サービスの創出と実装などを図りながら、本市のスーパーシティ構想やスマートシティの実現に向けた取組みを推進し、地域経済の発展や市民生活の利便性向上に努めていきたい。
- これまで国家戦略特区として培ってきた本市のポテンシャルを土台として、さらに複数分野における大胆な規制改革を通じて、先端サービスの創出などチャレンジングな取組みを積み重ね、仙台の未来を切り開くフロンティアとして、本市の更なる競争力強化につなげていく。
- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、本市を含む全国82都市が、経済活動や住民生活などで活力ある地域社会を維持するための拠点となる中枢中核都市として選定されている中、地方創生のメニューの一つである地方拠点強化税制においては、これまでも対象地域の追加や雇用促進の税額控除拡充等、制度の緩和が行われてきているものの、既存建物等の賃借がオフィス減税の対象ではないことや雇用要件等が障壁となって、本市に限らず指定都市における認定実績が、依然として少ない状況にある。感染症拡大や大規模自然災害の発生等のリスク分散からも東京一極集中の是正を行うことは有効であり、メリットの拡充等が求められる。
- 仙台駅から周辺にまたがる中心部アーケード街は、東北最大の店舗集積により、休日には市外・近県から幅広い年齢層の買物客が集まってくるなど、長年にわたり「商都仙台」の顔として地元経済の一翼を担っているところである。
- 近年、大型店の郊外出店やインターネット通販の拡大により商店街を取り巻く環境が厳しくなっている上、感染症や原油価格、物価高騰等の影響により、さらに厳しい状況に陥っている。
- 中心部商店街は、これまで地元の中小規模の事業者を中心に形成されてきたが、近年は全国展開のチェーン店が進出してきており、組織力の低下が懸念されている。
- そうした中であって、老朽化しているアーケード等の改修等が困難になることが見込まれており、改修等が進まない場合、商店街の賑わい低下にもつながりかねず、本市経済に更なる大きな影響を及ぼすことが危惧される。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 次世代放射光施設の着実な整備を図ること
2. スタートアップ・エコシステムの形成・発展に向け、スタートアップ・エコシステム拠点都市における財政措置の拡充や人材育成の取組みへの新たな財政支援を行うこと
3. 本市が目指すスマートシティの取組みを通じた、市民・大学・企業と連携し地域・社会課題を解決するソリューションの共創や実証・実装が早期に可能となるよう、国家戦略特別区域法に基づくスーパーシティへの次期指定や、規制改革の推進に必要な措置を講じること。また、規制改革実現のための各省庁との円滑な調整を可能とすること
4. 地方拠点強化税制について、企業が本社機能移転等を行うにあたり有効な動機づけとなるよう、現行制度のメリットの拡充や要件の緩和等を行い、活用しやすいものとする
5. 中心部商店街アーケード等の老朽化に伴う改修等に対する財政措置を講じること

2 社会情勢の変化を踏まえた交流人口拡大

(復興庁、外務省、国土交通省)

- 新型コロナウイルス感染症の影響に加え、2022年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震の影響で宿泊施設が大きな被害を受け、アフターコロナの交流人口回復への遅れが懸念される。そこで、本市では2023年度を「観光再生元年」と位置づけ、交流人口の回復・拡大に注力することとしており、地震被害が大きかった秋保地区で開催されたG7仙台科学技術大臣会合や、中心部の青葉山をメイン会場とした全国都市緑化仙台フェアなどの好機を活かして、国内外に情報発信していく。また、「仙台はじまりの地」である青葉山エリアにおける伊達の文化・歴史を体験できる新たなコンテンツの造成など、仙台の魅力の磨き上げと創出に向けた取組みを行う。感染症や地震などで傷ついた観光の再生は、1年でなし得るものではないため、「観光再始動事業」の継続などの財政支援が必要である。
- 仙台市東部地域は、東日本大震災以降、防災集団移転跡地に新たな集客施設の立地が進むなど、復興まちづくりに向けた取組みが進行している。2022年度には、深沼海水浴場を基点とした地域の魅力を高めるため、親水イベントや海水浴場再開に向けた調査を開始している。2023年度においても、国のブルーツーリズム推進支援補助金を活用したイベントプロモーション及びループバスの運行実証を行う予定としているが、今後も、ALPS処理水の海洋放出による風評により、取組みが停滞しないよう、国による徹底した風評被害対策はもとより、上記補助金を含め地方自治体の沿岸部の賑わい創出に向けた取組みへの継続的な財政支援が必要である。
- 仙台・東北へのインバウンド誘客促進を図るため、これまで、東北観光復興対策交付金等の国の支援を活用し、受入環境整備や東北一体となったプロモーションなどを実施してきた。しかし、当該交付金は2020年度で終了したほか、地域の観光資源を活用したプロモーション事業(旧ビジット・ジャパン事業)についても、財源である国際観光旅客税の大幅減収を理由に2022年度から国費がゼロとなるなど、厳しい財政状況にある。本市においても自主財源及び地方創生推進交付金を活用した財源確保に努めてきたが、2022年の訪日旅行再開以降も東北における外国人宿泊者数は全国のわずか1.3%にとどまっており、更なるインバウンド施策に向けては、国による財政支援が必要である。
- 仙台空港は、東北のゲートウェイとして利用者数が順調に増加していたが、感染症の影響により発着便数及び利用者数が大幅に減少し、特に国際線は、約3年間、全便が運休となった。2023年1月に台湾便の一部が再開し、その後も国際線の早期回復・拡充に向けて取り組んでいるが、流出したグランドハンドリングや保安検

査員等の人材不足が課題となっている。東北の観光再生のための拠点として感染症収束後の発着便数及び利用者数の早期回復を図るためには、空港スタッフの安定的な確保と育成を含む国の強力な支援が必要である。

- 感染症対策としてM I C Eの開催形態がリモートなどへ変容し、現地での参加者が減少したが、アフターコロナにおいては、本市で対面形式の国際会議等が継続的に開催され、本市への来訪者が再び増加することが、東北地方全体の交流人口拡大と地域経済回復につながることから、引き続き国の強力な支援が不可欠である。
- 物流の重要性や国土強靱化の必要性、I C T技術の進展といった新たな社会・経済の要請に応じていくため、広域的な道路交通に関する新たな計画の策定が全国的に進められている。
- 本市では宮城県と共同で広域道路交通網の拡充や物流・交流拠点とのネットワーク強化等を目的とした「宮城県新広域道路交通ビジョン」及び「宮城県新広域道路交通計画」を2021年6月に策定した。国においても「東北地方新広域道路交通ビジョン」及び「東北地方新広域道路交通計画」を2021年7月に策定した。
- 今後、この計画に基づき広域的な連携・交流・物流を支える都市計画道路等の幹線道路ネットワークの更なる強化を進めることが必要であり、幹線道路の整備を着実に進めるための補助金や社会資本整備総合交付金などによる確実かつ重点的な財源措置が必要となっている。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 地方自治体や民間事業者等の取組みを支援し、観光再生を後押しすること。また、東日本大震災からの復興に向けて歩む被災地において、ALPS処理水の海洋放出による風評の払拭を図るとともに、地方自治体の取組みに対して継続的に支援すること
2. 東北への海外からの旅行者増に向けた広域連携によるインバウンド施策について財政措置を講じること
3. 東北のゲートウェイとなる仙台空港の国際線の全面的な再開と更なる拡充に向けて、空港スタッフの安定的な確保と育成も含め強力な支援策を講じること
4. 国際会議等の仙台・東北での開催について、特段の配慮を行うこと
5. 広域的な連携・交流・物流を支える幹線道路整備に対し、確実な財源措置を講じること

Ⅱ デジタル社会の実現に向けた支援

1 まちのデジタル化に向けた支援

(内閣府、デジタル庁、総務省、文部科学省)

- 本市では、2020年12月に国が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」をもとに、本市の特性や実情を踏まえて2021年6月に「仙台市DX推進計画」を策定した。本市計画においては、目指すまちの姿を「:D-S e n d a i デジタルでみんなワクワクスマートシティ」とし、「まちのデジタル化」と「行政のデジタル化」を進めている。
- これまでも行政事務の効率化に取り組むとともに、先端技術の活用による市民の質の高い暮らしの実現に向け、ICT関連企業や学術研究機関と連携し、健康福祉、医療、防災・減災など、幅広い分野の地域産業の高度化を目指すクロステック・イノベーションなどに取り組んできたところである。一方で、デジタル田園都市国家構想では、地方の豊かさをそのままに地域課題の解決を図るため、広範な分野における更なるデジタル実装が求められている。
- スーパーシティ構想やスマートシティの加速的推進に向け、本市ではデータ連携基盤を導入し、市内の複数の実施主体で共通的に活用することとしている。
- データ連携基盤は、自治体だけでなく、民間事業者も活用して公共的サービスを提供する基盤となることから、安定的に維持管理を継続するためには所要の財源の確保が大きな課題となる。
- 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、デジタル推進人材を2022～2026年度累計で230万人育成すること、高齢者などのデジタル活用の不安解消に向けた取り組みを推進することとしている。また、誰もがデジタル活用の利便性を享受し、担い手ともなることで「デジタル活用共生社会」の実現を目指すこととしている。
- 地方においてデジタル化を推進するためには人材の育成・確保が重要であることから、市民が参画しやすい枠組みの構築や教育の質を担保する統一的なルールの整理を行うとともに、大学等教育機関との連携による教育プログラムなどの提供と所要の財源の確保が必要である。
- 今後、各種行政手続きのデジタル化をはじめ日常生活の中でスマートフォンを必要とする場面が一層増えていくことが想定され、こうしたデジタル機器やサービスを幅広い市民に利用いただくためには、高齢者などデジタルに不慣れな方への支援を推進することが重要である。本市では、高齢者の方をはじめ、デジタルになじみの薄い方などを対象にデジタル機器等に親しんでもらうため、通信事業者や民間事

業者等と連携したスマートフォン教室を開催するなど、「仙台市DX推進計画」に掲げる「誰にも優しいデジタル化」に向けた取組みを進めているほか、東北大学スマート・エイジング学際重点研究センター等と連携し、高齢者を対象としたデジタルスキルラーニング・エコシステムの構築に向けた取組みを始めたところである。

- 今後、労働力人口の減少が見込まれる中で、成長力を高めていくためには、高齢者が意欲と能力に応じて活躍し続けることができる場や機会の創出が求められ、活力を持った高齢者が教わる側から教える側へシフトすることで、高齢者の目線に合わせたデジタル化支援をより一層推進することができることから、高齢者自身がデジタルに不慣れな方を支援する担い手となれるようなスキルアップの仕組みと、デジタルスキルを客観的に評価できる認定制度を国において構築する必要がある。
- 教育現場では、GIGAスクール構想の実現に向けたICT環境整備が完了し、2021年度より各学校での活用が本格化している。情報端末は学校内での活用だけではなく、非常時や不登校、病気療養中など登校が困難な児童生徒への支援として、家庭での活用も見込まれるものであり、コロナ禍における休校等に際しては、その有用性が改めて認識されたところである。
- 1人1台端末を活用した教育の推進に向けては、デジタル教科書や各種授業支援ソフトウェアの導入、著作物の使用に伴う授業目的公衆送信補償金の負担、ICTを活用した指導力の向上を図るICT支援員の配置といった自治体負担が生じる。
- また、国が積極的な活用を示しているオンライン学習は、児童生徒の継続的な学びの機会の確保のために有効な手段の一つとなり得るが、各家庭のICT通信環境に差があるため、公平な教育機会の確保に向けて課題となっている。ICT通信環境が整っていない家庭へ通信端末の貸与による支援を行うにあたり、端末の更新や通信費など、自治体財政に与える影響は大きく、国において、GIGAスクール構想により導入された端末の更新時期も見据えた持続可能な制度設計が必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. データ連携基盤の維持管理に要する所要の経費に関する財政措置を行うこと
2. デジタル人材の育成を進めるための枠組みを構築し、教育の質を担保する統一的なルールの整理を進めること。また、所要の経費に関する財政措置を行うこと
3. デジタルに不慣れな方を支援する新たな担い手となる高齢者のデジタルスキルの育成プログラムを整備し、デジタルスキルの認定制度について導入すること
4. 児童生徒に対するICT教育の推進に要する経費に関する十分な財政措置を行うとともに、端末の更新時期も見据えた持続可能な制度を構築すること

2 行政のデジタル化に向けた支援

(デジタル庁、総務省)

- 国において、マイナンバーカード交付の促進策が積極的に打ち出されており、本市においても、交付に係る事務量の急速な増加に対応するため、区役所等の窓口の増強や会計年度任用職員等の増員など、継続的に交付体制の強化に取り組んでいる。
- 本市におけるマイナンバーカードの交付率は 2023 年 3 月末現在で 7 割近くとなつてはいるものの、国の掲げる目標の実現と、健康保険証の一体化の円滑な実施のためには、健康保険証等との紐づけの誤登録を防止する仕組みの構築など安全で安定的な運用環境の整備とともに、更なる普及促進支援が必要であるほか、カードの交付や更新、マイナ保険証の利用申込や公金受取口座の登録・変更等の手続きに係る市民・自治体の負担軽減が図られる必要がある。
- さらに、国が定める「印鑑登録証明事務処理要領」では、自治体窓口とコンビニエンスストア等での交付で取扱いが異なるため、改正などの対応が必要である。
- 自治体においては、新型コロナウイルス感染症への対応及び業務生産性向上の観点から、A I・R P Aの利用推進や、品質及びサービスレベルの高いアプリケーションの導入を進めることが急務となっている。
- 国ではA I・R P Aの導入に係る所要の財政措置を講じているほか、情報提供の取組みとして、「自治体におけるR P Aガイドブック」やテレワーク導入事例等を発行している。本市においても、A I議事録作成支援システムの導入やR P Aの導入を進めており、2022 年度末で 162 業務においてR P Aの運用を行っているところであるが、今後、更なるA I・R P Aの利用推進や、新たなアプリケーションの導入にあたっては、その導入・利用に係る費用負担が大きな課題となる。
- 2021 年 5 月に成立した地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、地方自治体の 20 基幹業務について国が定める仕様に適合した標準準拠システムに移行することが義務付けられ、国が整備するガバメントクラウドを利用することは努力義務とされた。また、地方公共団体情報システム標準化基本方針において、標準準拠システムへの移行目標が「2025 年度まで」と明記された。
- 本市のような大規模自治体では、標準仕様に合わせた業務の大幅な見直し等が必要となるため、検討期間を十分に確保する必要があるが、2025 年度末までとされた目標期限から逆算すると、現行仕様との比較分析や業務フロー等の見直し・B P R、事業者による標準準拠システム開発・移行のための期間が非常に短くなっており、また、本市を含む指定都市の多くが、標準化により業務間の連携が困難となることや独自の施策を反映できないことが課題となっている。

- 現行の情報システムに係る運用保守等の契約を途中解約する場合には違約金も発生するため、そうした関連費用についても財政措置が必要である。デジタル基盤改革支援補助金は、移行に要する経費は全額補助対象とされているものの自治体規模に応じて補助基準額の上限が設けられ、移行経費全体を到底賄えるものではない。
- 現在、各自治体において「書かない窓口」などの取組みが進められているが、これらは申請等の手続きの入口部分のみのデジタル化にとどまり、その先の自治体内部の意思決定事務や処分通知・証明書等といった出口部分は、デジタル化が進んでおらず、抜本的な業務効率化につながっていない。本市は、申請への対応もデジタル化し、紙や人を介在せずに処理を行える「Full Digitalの市役所」実現に向け、今年度中に次期「仙台市DX推進計画」を策定することとしている。
- 国は、将来的には「従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮」できるような体制を目指す必要があると指摘しているものの、「自治体DX全体手順書」等では、証明書発行等の出口部分の「デジタル完結」を具体的にどう行うかについては明示されておらず、また、デジタル化した処分通知等を民間事業者等が受け入れる環境の整備には、国主導の働きかけが必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. マイナンバーカードについて、安全で安定的な運用環境の整備と一層の普及促進の支援を行うとともに、交付手続きの簡素化や更新手続きのオンライン化、カードの利活用に係る手続きの利便性向上など、市民・自治体の負担軽減を行うこと
2. 自治体の業務におけるAI・RPAの利用促進や業務活用するアプリケーション・クラウドサービス充実のための更なる財政措置を含む積極的な支援を行うこと
3. 自治体の情報システムの標準化・共通化に関し、国が整備するガバメントクラウドを活用した標準準拠システムの利用について、速やかに指定都市要件を含めた仕様を確定し自治体に情報提供を行うこと。また、情報システムの標準化・共通化にあたっては、地方自治体の負担とならないように十分な財政支援を行うとともに、2025年度末とした目標時期について柔軟な対応を検討すること
4. 行政サービスのデジタル完結に向けた検討を加速し、自治体における業務をFull Digital化する事務処理手順の整理を進めるほか、行政からの処分通知や証明書等を利用する民間事業者等に対しても、デジタル化した処分通知等の受け入れや情報連携が円滑に行われるよう調整・働きかけを行うこと

Ⅲ 防災環境都市づくりに向けた支援

1 災害文化の発信と継承

(内閣府、復興庁、外務省、文部科学省、国土交通省)

- 2023年3月で、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から12年が経過した。震災以降本市においては、2015年3月に「第3回国連防災世界会議」が開催され、2030年までの国際的な防災の取組方針である「仙台防災枠組」が採択されたほか、2017年から隔年でスイス・ダボスのG R Fダボスと連携した防災に関する国際会議「世界防災フォーラム」を東北大学等の地元関係団体とともに開催するなど震災の教訓を生かし、世界に発信する防災環境都市づくりを進めてきた。
- 「仙台防災枠組」が2023年に折り返しの時期を迎える機会に、本市は枠組採択の地として、地方自治体レベルでの中間評価に取り組み、5月には米国・ニューヨークで開催された「仙台防災枠組実施状況の中間評価にかかる国連ハイレベル会合」において、成果を報告したところである。今後も国連や国などと連携し、防災関係国際会議などの機会を捉えて発信することで、国内外の自治体の積極的な取組みを促し、「仙台防災枠組」の推進に貢献していくこととしている。
- 2016年に「せんだい3.11メモリアル交流館」、2017年に「震災遺構仙台市立荒浜小学校」、2019年には「震災遺構仙台市荒浜地区住宅基礎」を整備・運営するとともに、2016年より毎年開催している「仙台防災未来フォーラム」においても、仙台・東北の多様な主体による取組みを積極的に発信するほか、震災対応に当たった本市職員の経験を伝承する職員間伝承プログラムや、他市町の施設や団体と連携した取組みを進めている。
- 2022年度からは、震災をはじめとする様々な災害の経験と教訓を生かし、各地の防災力向上に貢献する「災害文化（防災・減災の取組みをはじめとする、災害が起きても、それを乗り越える術を持った社会文化の呼称）」の創造を担う、「中心部震災メモリアル拠点」基本構想に係る検討や、東北大学をはじめとする研究機関や各種事業者、市民団体等の多様なステークホルダーと連携・協働のもと「災害文化」に係る発信事業と人材育成等に取り組んでいる。
- 「災害文化」を創造し国内外に広く発信していくことは、世界各地の防災・減災の取組みに貢献できるため、国内外への「災害文化」の創造・発信に関する取組みへの積極的な国の支援が不可欠である。
- 現在の国際的な防災指針である「仙台防災枠組」の実現に向けては、地域の多様な主体による持続的な取組みに対する支援に加え、防災分野における国際的な知見

の集積・発信の拠点であり続けることが重要であり、専門家や研究者が集い、活動する環境が必要である。

- 震災後、東北大学においては、災害科学国際研究所が設置され、防災・減災の実践的な研究と地域への還元、国内外への発信が行われている。さらに、同所災害統計グローバルセンターにおける災害統計の整備や「仙台防災枠組」のモニタリング・評価などにより、我が国の大規模災害への対応力向上や、世界の防災文化への貢献も期待されている。こうした災害科学の国際的な研究拠点機能の強化は、各国における「仙台防災枠組」の推進や、国際的な災害リスク削減において極めて重要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 「仙台防災枠組」の進捗に係る本市独自の評価・分析の取組みを踏まえ、国においても、国内外への発信など、各地の防災力向上に資する取組みの検討を促すこと
2. 「災害文化」を創造・発信するにあたり必要な財政的支援を行うとともに、3月11日を防災教育と災害伝承の日とすること
3. 東北大学災害科学国際研究所及び災害統計グローバルセンターの機能充実を図り、災害科学の国際的な研究拠点機能を強化すること

2 災害に備えた対応体制の強化や確実な被災者支援

(内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

- 本市は、広範囲にわたって甚大な被害をもたらした 2011 年の東日本大震災をはじめ、2015 年の関東・東北豪雨、2019 年の令和元年東日本台風を経験した。津波や大雨による人的・物的被害のほか、法面崩壊や河川増水などによるインフラの損壊による大きな社会的損失を受けてきた。
- 国においては、激甚化・頻発化している気象災害や発生が予想されている巨大地震に備えるために、2021 年度から「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に重点的・集中的に取り組むこととされた。
- 本市においても、国が示している国土強靱化理念のもと、住民の安全・安心を守るために、道路や上下水道・河川施設、都市公園等の様々な重要インフラの機能強化や維持に引き続き取り組むこととしており、これらの対策の推進に向けては、確実な財源措置が必要である。
- 2022 年 5 月に宮城県より津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定が公表された。本市では、高さが不足する津波避難施設（避難の丘 3 箇所）において改修を行うほか、民間施設を含む既存建物を津波避難施設として活用していく方針としている。津波避難施設の構造確認においては、鉄骨造建物を簡易に確認する手法を国が示していないことや、構造計算等により詳細に確認を行う場合の費用が課題となる。
- 2022 年 3 月 16 日に発生した福島県沖を震源とする地震など、近年頻発する自然災害においては、個々の宅地の擁壁崩壊やがけ崩れ等が生じ、個人では応急対策や復旧が困難な事案が多発している。二次被害防止等のためには、所有者自らが迅速な応急対策を行う必要があるが、多額の費用を要すること等が障害となり、個々の宅地に対する支援策がない現状においては、迅速な対応にはつながっていない状況である。また、老朽化した擁壁に対して事前の対策工事を行うことは、より一層の防災・減災対策につながるものである。
- 罹災証明の認定基準は、数次の改定を経て、津波や地震等の災害による完全な流出や倒壊等の、一見してその程度を判断できるような被害について、外観調査等により簡易に判定ができる手法を示す一方、それ以外の内部調査を要する被害については、なお詳細な計測等を求めているため、多大な時間と人員を要し、迅速な調査が困難となっている。
- これまでも、建物被害認定方法の簡素化・合理化を要望してきたところであるが、2020 年 3 月及び 2021 年 3 月には、災害に係る住家の被害認定基準運用指針が改正

され、被害区分がさらに細分化され、現在は6つの被害区分となっている。

- 多くの被災者支援制度においては、罹災証明の認定結果に基づき支援区分が設定されているところであるが、支援の必要性は必ずしも建物被害に対応するものとは限らず、その結果、各被災者における被害実態と支援内容とのミスマッチが顕在化するとともに、罹災証明発行の申請件数の増加を招き、真に支援を必要とする被災者の救済が遅れる結果につながっている。
- 民間の賃貸住宅を応急仮設住宅として供与する、いわゆる「みなし仮設」については、災害救助の運用上、現物給付により行うこととされているため、入居手続きが煩雑なものとなっている。「みなし仮設」は、現在本市の応急仮設住宅の全てを占めるなど、今後の都市災害における標準的な対応になるものと考えられることから、現物給付の原則を見直し、家賃分の現金給付等による迅速な支援を可能にすることは、今後の災害に向けた我が国の備えとして重要である。
- 災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。
- また、債権の管理・回収にあたっては、長期間にわたり多大な人的・物的コストが生じることになるが、その経費は貸付利息の収入で賄うことになっている。しかしながら、東日本大震災においては特例により貸付利率が軽減又は免除されており、また、償還免除時には免除額の1/3の財政負担が自治体に生じる状況にある。
- 東日本大震災から12年が経過し、ハード面の整備については概ね終了したところであるが、被災者の心のケアについては、今後もなお継続した取組みが必要である。例えば、災害公営住宅等における被災者の孤立防止のための見守りやコミュニティづくり、被災児童生徒の心のケアのためのスクールカウンセラー等の派遣など、被災者の生活再建に向けては、息の長い支援が必要である。
- これらの心の復興に向けた取組みについては、国の被災者支援総合交付金等の補助制度等を活用しているが、これらの補助制度については、2024年度以降の予定が示されていない。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 国土強靱化対策に資するために必要な財源を確実に措置すること
2. 地震・津波対策を着実に推進するため、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定が示されたことで必要となる既存の津波避難施設の構造確認や改修等に要する費用について、十分な財政措置を講じること。併せて、津波避難施設の確保を促進するため、鉄骨造建物等の津波に対する安全性の確認を容易にする手法について整理すること
3. 自然災害により被害を受けた個々の宅地について、二次被害の防止等のため、所有者自らが行う応急対策及び早期復旧のための支援制度を構築すること。併せて、老朽化した擁壁への被害の未然防止のための支援制度について更なる拡充を行うこと
4. 罹災証明について、被害の実態の適切な把握はもとより、迅速な証明書交付につながるよう、認定基準を簡素化・合理化すること。また、発行の迅速化を図るため、各種支援制度について罹災証明の活用の要否を整理すること
5. 「みなし仮設」について、迅速な救助が行えるよう、現物給付の原則を見直し、金銭給付を導入するなど、事務の簡素化に配慮した制度の見直しを行うこと
6. 償還期限を迎えても、なお未回収となる災害援護資金の償還については、自治体の国に対する償還期間を延長すること。併せて、債権回収に向けた取組みに係る経費及び償還免除による自治体負担分に対して補助金・地方交付税等の財政措置をすること
7. 震災からの心の復興に必要な事業について、今後も財源を確実に措置すること

3 杜の都の豊かな環境の保全

(経済産業省、国土交通省、環境省)

- 本市では、2021年3月に改定した「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」において、分野別の施策の柱の一つとして「脱炭素都市づくり」を掲げ、2050年に温室効果ガス排出を実質ゼロとすることを目指し、市民・事業者等と協働して地球温暖化対策に率先して取り組むこととしている。
- 現在、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」のうち「重点対策加速化事業」を活用し、再生可能エネルギー設備や高断熱住宅への補助など様々な新規事業を立ち上げ、脱炭素社会に向けた取組みを強化しているところであり、今後は「脱炭素先行地域」への選定を目指し、より先進性・独自性の高い取組みを展開していきたいと考えている。
- この点、「重点対策加速化事業」については、全国一律の交付要件や交付上限が定められており、例えば、民間事業者等へ交付する間接交付の上限額が低いことによりその力を十分に活かしきれないなど、本市の実情に応じた取組みを展開する上での課題が生じている。また、本市が「脱炭素先行地域」に選定された場合には、各府省庁の支援メニューを活用し、幅広い分野にまたがる施策を展開していきたいと考えているが、選定都市が優遇措置を受けられる支援メニューは、154事業のうち32事業（2023年2月時点）にとどまっている。本市が地域特性等に応じた脱炭素施策を加速化させていくためには、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の交付要件の見直しや、優遇措置を受けられる支援メニューの拡充が必要である。
- 2019年度より「せんだい都心再構築プロジェクト」を開始し、都心部の老朽建築物の建替えを促進しており、2020年9月には都市再生緊急整備地域の拡大及び特定都市再生緊急整備地域の指定がなされたところである。この点、2023年度の税制改正により、都市再生緊急整備地域内で実施される都市再生事業のうち、金融支援及び税制支援を受けることができる「民間都市再生事業」について、申請できる事業区域面積要件が原則0.5haに緩和されたことは、同プロジェクトの促進に一定寄与するものである。
- 更なるプロジェクトの加速を図り、高度な都市機能と豊かな環境がコンパクトに調和した「杜の都」ならではの魅力を高めるためには、高機能オフィス等の整備誘導や企業誘致の強化とともに、高度な環境性能を有する建築物の普及促進が不可欠であり、世界的な脱炭素の潮流も踏まえれば、建築物のZEB化を伴う事業については、更なる事業区域面積要件の緩和や税制支援の拡充が必要である。
- 国は地球温暖化対策計画の中で、家庭部門の温室効果ガス排出量を2030年度ま

でに 66%削減することとしているが、家庭のエネルギー消費の約 1 / 3 は空調によるものであり、排出量の削減に向けては、住宅の断熱化により空調効率を高めることが重要である。しかし、2025 年度に予定されている新築住宅等の省エネ基準への適合義務化において求められる断熱性能は、1999 年に策定された基準にとどまっております。排出削減目標の達成に向けて十分とは言い難い。

- 国から示された地域脱炭素ロードマップを踏まえ、住宅の断熱等省エネ性能の向上を図るため、本市独自の基準を満たす住宅へ補助を行うなど、高断熱住宅の普及促進に取り組んでいるが、家庭における脱炭素の取組みを計画的に進めていくためには、今後、住宅に求められる断熱性能について、国がその内容や義務化等の時期に係る具体的なロードマップを示す必要がある。また、高断熱住宅の建築費用は一般住宅と比較して割高であり、地域において普及を進めるためには、高断熱住宅の新築及び既存住宅の断熱改修に対する財政措置の拡充が必要である。
- 市域の排出量の約 6 割を占める事業者からの排出削減を効果的に進めるため、「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づき、事業者の計画的な排出削減を促す「温室効果ガス削減アクションプログラム」を 2020 年度から開始している。特に、市域内の 9 割以上を占める中小規模事業者の本制度への参加促進を図り、排出削減の取組みを進めることが重要であることから、中小規模事業者等に対して、省エネ・再エネ設備や次世代自動車導入に対する補助を行っているところである。
- 本市補助のほか、国補助も活用可能となれば、事業者の排出削減の取組みをさらに後押しできるが、現状の国の補助メニューは、所管省庁や補助制度の執行団体によって、申請様式がそれぞれ異なるなど、手続きが非常に煩雑なものとなっており、申請事務に要するマンパワーの確保が難しい中小規模事業者にとっては、活用しにくいものとなっている。また、採択制が取られている国の補助制度においては、費用対効果が高い事業から予算の範囲内で採択されるため、中小規模事業者が採択されることが難しいのが現状である。申請手続きを簡素化するとともに、申請内容が補助要件に適合する場合は、より多くの事業者が補助を受けられるよう、支援の拡充が必要である。
- 国のグリーンニューディール基金等を活用し、2012 年度より平常時の二酸化炭素排出量の削減と災害時の自立電源の確保を目的として、指定避難所等に防災対応型太陽光発電システムの設置を進めてきた。設置開始から 10 年以上が経過し、今後、多額の設備更新費用が見込まれるが、これに係る国の補助メニュー等がないため、計画的な更新が困難となるおそれがある。地域における環境負荷低減、防災力の維

持向上のためには、設備更新費用についても国の財政支援が必要である。

- 2022年4月から施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、家庭ごみとして焼却されているハンガーや歯ブラシ等の製品プラスチックを、容器包装と一括で回収・リサイクルすることが可能となった。
- 他の指定都市に先駆け、本市では2023年4月より、製品プラスチックとプラスチック製容器包装の一括回収・リサイクルを実施しているが、2023年度の事業費は、前年度に比べて約1.3億円増の約11億円を見込んでおり、従来からのプラスチック製容器包装の収集運搬や中間処理費用も含め、市町村の費用負担は非常に大きい。
- また、2014年度より使用済小型電子機器等のリサイクルに取り組み、順次回収拠点の拡大等を進めてきたが、近年、それに含まれる廃プラスチックの処理費が高騰している影響を受けて有価売却が困難となるなど、リサイクルに要する負担が増加している状況にある。
- 今後、使用済みのプラスチックや小型電子機器等の一層の再資源化を進めていくためには、自治体への十分な財政措置や製造事業者等の責任による処理・再資源化を行う仕組みづくり等が必要である。
- 家庭用の除湿器や冷水器、製氷機等には、冷媒としてフロン類（代替フロンを含む）が使用されているところ、本市においては年間4,000台程度が市粗大ごみ処理施設に搬入されている。フロン類は二酸化炭素に比べて100～10,000倍以上の温室効果があり、少量が排出された場合であっても地球温暖化への影響が大きい。これらの機器はフロン排出抑制法や家電リサイクル法の対象外であり、廃棄時のフロン回収が所有者等に義務付けられていない。
- これらを踏まえ、本市においては、2022年9月にフロン含有の除湿器等の破碎処理を停止し、自らフロン類の回収処理に着手したが、費用負担は大きく、社会全体でのカーボンニュートラルの実現に向け、家庭用の除湿器等に含まれる温室効果の高いフロン類について、製造事業者等の費用負担のもと、適正に回収がなされる仕組みづくりが必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」に関し、独自性・先進性の高い取組みを推進するため、地域の特性や実情に応じた活用ができるよう交付要件を見直すとともに、「脱炭素先行地域」における施策間連携の強化を図るため、支援メニューの優遇措置の拡充を図ること
2. 都市再生事業のうち建築物のZEB化を伴うものについて、民間都市再生事業の認定に係る事業区域面積要件の更なる緩和や税制支援の拡充を図ること
3. 住宅のエネルギー消費性能基準について、速やかに引き上げを行うとともに、2050年カーボンニュートラルに向け、今後、住宅に求められる断熱性能について、その内容や義務化等の時期に係る具体的なロードマップを示すこと。また、国の断熱性能基準を上回る省エネルギー住宅の新築及び省エネルギー改修等に対する財政措置を拡充すること
4. 中小規模事業者の温室効果ガス排出削減を効果的に進めるため、国の補助制度への申請手続きを簡素化するとともに、予算を拡充すること
5. 指定避難所等に整備している太陽光発電システムの計画的な更新に対する財政支援を講じること
6. 製品プラスチックの一括回収・リサイクルに係る費用について、自治体の費用負担が生じないよう、十分な財政措置や、製造事業者等が負担する仕組みの構築など、必要な対策を講じること
7. 使用済小型電子機器等の回収・再資源化に係る費用について、自治体への財政措置や、製造事業者等が負担する仕組みの構築など、必要な対策を講じること
8. 家庭用の除湿器等について、製造事業者等の費用負担のもと、適正にフロン回収がなされる仕組みを構築すること

Ⅳ 新型コロナウイルス感染症対策に向けた支援

(内閣官房、内閣府、厚生労働省)

- 発症予防や重症化防止の観点から重要である新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、その事業に要する経費は 2022 年度までは全額国費で賄われていたが、2023 年度からは補助金に上限を設ける方針や実施内容の詳細が、新年度に移行する直前に示された。
- 2024 年度に向け、安定的な制度の下での円滑な移行にあたっては、その制度の詳細について早期に示されるとともに、自治体での接種体制構築に要する経費に対して国の財政支援が必要である。
- また、ワクチンの有効性・安全性についての不安等から、市民の中には接種をためらう者もあり、回数を重ねるごとに接種率が低下しているとともに、小児・乳幼児接種においては初回接種の接種率も低い状況であることから丁寧な情報発信が必要である。
- 2023 年 5 月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類に移行し、都道府県が策定した移行計画及び、国から示された院内感染対策のあり方や応招義務の考え方にに基づき通常医療へ段階的に移行することとされている。
- 医療機関間における入院等調整や発熱患者の診察については、本市においてもいまだに不安を感じている医療機関が多く、継続的な説明と支援が求められている。円滑な移行のためには、医療機関への丁寧な説明と支援の継続が不可欠であり、移行期間における国民の不安や混乱を避けるため、社会活動の維持も考慮した対応のあり方の周知も必要である。
- 医療用マスクやガウン、手袋等の医療用資器材は、感染拡大以降、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、必要な数量の確保に努めてきたところであるが、類型見直しに伴い幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行することとなり、これまで対応してきた医療機関に引き続き対応を求めるとともに、新たな医療機関に参画を促すための取組みも必要となるため、国による、医療用資器材の安定的な供給が必要である。
- オンライン診療については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、時限的・特例的な取扱いとして、保険診療の適用範囲が拡大されたことなどもあり、市民の関心が高まっている。本市においては、初期救急医療体制の充実を図るため、休日・夜間の軽症者に対応するオンライン診療を導入する予定としている。
- また、患者の状態をより正確に把握し、質の高い診療を実現するため、医療機器等を搭載した「医療カー」を看護師とともに地域に派遣し、遠隔で医師が診療を行

うサービスの早期の実装に向けた取組みも進める予定であるが、オンライン診療の適切な実施に関する指針では、医療は、病院や診療所等の医療提供施設又は患者の居宅等で提供されなければならないこととされている。市民が集まりやすい公共施設等の敷地に駐車した「医療カー」内での診療の実施など、オンライン診療の特徴を活用して効率的に医療提供体制を確保する取組みは、将来の医師不足等への有効な対応策と考えられることから、実施場所の制約の緩和が必要である。

○ ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. ワクチン接種事業について、自治体の準備に必要な期間を考慮の上、速やかに制度の詳細を提示すること。また、接種体制構築に必要な経費に対して十分な財政支援を行うこと。ワクチンの追加接種や小児・乳幼児接種において、被接種者が安心して接種をすることができるよう、ワクチンの有効性・安全性に関する情報を分かりやすく積極的に提供すること
2. 通常医療提供体制への円滑な移行のため、引き続き科学的かつ継続可能な感染対策等について検討の上、医療機関への丁寧な説明を徹底するとともに、必要な支援を継続して行うこと。また、移行期間における国民の不安や混乱を避けるため、社会活動の維持も考慮した対応のあり方について、国民に対し広く周知すること
3. 新型コロナウイルス感染症に対し広く医療が提供されるよう、感染対策のための設備整備や医療用資器材の確保等への、必要な支援を継続して行うこと
4. 将来的な医師不足等を見据え、「医療カー」を用いたオンライン診療が効率的に実施できるよう、実施場所の拡大などの環境整備に努めること

V 物価の高騰等による影響への支援

(内閣府、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省)

- 新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置づけが5類に移行したが、当該感染症による影響に加え、ウクライナ情勢や円安等の影響による原油価格や物価の高騰により、業種・業態ごとの差はあるものの、地域経済全体の影響は非常に深刻であり、今後も長期的な下支えが必要な状況は続くと思込まれる。
- 民間金融機関の資金繰り支援を受けるための中小企業信用保険法の認定について、本市は2023年3月時点で11,126件行っており、引き続き資金繰りに苦しむ事業者が数多く融資を利用している。原油価格や物価の高騰等により事業者の資金需要が高止まりする見通しから、返済に係る柔軟な対応について引き続き求められることを踏まえ、金融機関に対する国からの継続的な働きかけが必要である。
- また、今般の物価高騰は当面も継続することが見込まれているが、その内容は主に賃金上昇を伴わないコストプッシュインフレによるもので、大企業と比べて原材料費高騰分を価格転嫁しにくい中小企業にとって、賃上げ原資確保も困難な状況となっている。
- こうした長期的な物価高騰等に対応し、中小企業が持続的な経営を行っていく上で、一時的な給付金等による支援では、根本的な解決策になり得ないことから、設備投資やITツールの導入などによる生産性向上の取組みや新商品開発などの高付加価値化への取組みなど、中小企業の成長を見据えた支援が重要である。
- 民間事業者を含む路線バスや地下鉄等の乗車料収入は、2021年度以降徐々に回復はしているが、2022年度も依然としてコロナ禍前と比べて15%程度減少しており、厳しい状況にある。コロナ禍以降、リモートワークやオンライン化等の生活様式の変容もあり、コロナ禍以前の状態まで戻らない可能性が高い。一方で、公共交通機関を運行する際に必要な経費である、自動車燃料費や地下鉄動力費(電気料)は、例年と比較して仙台市交通局における自動車燃料費は2億円程度、地下鉄動力費は11億円程度増加しており、交通事業者の経営を圧迫している。また、タクシー事業者についても同様の傾向である。
- 地方創生臨時交付金については、2023年3月に電力・ガス・食料品等に対する増額・強化が示されるなど、これまで継続的に交付されてきたものの、多額の本市負担分が生じていることなどから、本市への配分額は十分なものとはなっていない。人口や事業所が集積する大都市ほど対策に係る財政需要も大きい一方で、相対的に大都市への配分が少ない状況にあることから、財政力に関わらず必要かつ十分な支援が必要である。
- また、地域の実情に応じて必要となる施策を機動的に実施するため、使途の拡充や、翌年度への繰越を可能とするなどの対応が必要である。
- 今後も物価高騰対策や感染症対策に多額の経費が見込まれることから、引き続き支援が必要である。

○ ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 中小企業への資金繰りの支援等について、より一層の拡充及び延長を行い、既往債務の返済猶予等の条件変更については、事業者の実情に応じた柔軟な対応を図るよう金融機関への継続的な働きかけを行うこと。また、物価高騰等に対応して中小企業の適切な賃上げが進むように賃上げ原資の確保に向けて、中小企業の生産性向上や高付加価値化等の収益向上に資する取組みへの支援を強化すること
2. 民間事業者を含む公共交通事業者に対し、引き続き、減収対策及び燃料価格等の高騰のため増嵩した費用への財政措置を講じること
3. 地方創生臨時交付金について、感染症の影響に加えて物価高騰に伴う財政需要も増加していることを踏まえ、地方自治体が継続的に物価高騰対策や感染拡大防止、経済対策等を行うことができるよう、継続的に交付すること。その際、人口や事業所が集積する大都市ほど対策に係る財政需要が大きくなるという実態を踏まえ、財政力補正を廃止するとともに、必要額を措置すること。また、地域の実情に応じて必要となる施策を機動的に実施できるよう、引き続き市町村へ直接交付するとともに、使途の拡充や翌年度への繰越など、柔軟かつ弾力的な運用に向けて検討すること

VI 教育・子育て・福祉環境の充実に向けた支援

1 不登校対策の推進に向けた支援の充実

(文部科学省)

- 全国的に増加傾向にある不登校の児童生徒への対応は、本市においても喫緊の教育課題であり、教員以外のスタッフや、関係機関との連携も含めて、国における支援体制の一層の充実が求められる。
- 不登校の要因や背景が多様化・複雑化し、児童生徒数も増加している状況から、国では2023年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(CO-COLOプラン)」を取りまとめた。当該プランでは、不登校の児童生徒すべての学びの場を確保し学びたいと思ったときに学べる環境を整えること、心の小さなSOSを見逃さず「チーム学校」で支援すること、学校を「みんなが安心して学べる」場所にすることが述べられている。
- 本市では、個々の児童生徒の状況に応じ、きめ細かな支援を行うため、専任教諭を配置する在籍学級外教室「ステーション」の設置を進めているほか、別室で不登校児童生徒に関わる学校訪問相談員、児童生徒及びその保護者に関わるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、個別相談を行うさわやか相談員などの支援員の配置を進めている。
- これらの取組みにより不登校に関しては、2021年度の全国の不登校児童生徒再登校率が小学校27.1%中学校28.1%に対し、本市は小学校では37.4%、中学校では41.6%となっており、配置による効果が高いと言える。
- 教育機会確保法においては、国が「教育機会の確保のために必要な経済的支援のあり方を検討し、必要な措置を講ずる」ものとされており、国において制度の研究と構築を進めるとともに、自治体での事業実施に向けた財政措置を講じることが必要である。「登校という結果のみを目標とすることなく」と「多様な学びの場の確保」との法の趣旨から、不登校児童生徒が民間のフリースクール等で学びを継続している実態がある。
- 国が不登校特例校の設置を進めている中、本市においては、民間の不登校特例校が開校し、利用する不登校児童生徒に対する経済的支援を求める声が多く上がっている。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 不登校問題に関わる様々な課題を抱えた児童生徒及び保護者に対する相談対応を担う本市のステーションの取組みや専門職等の配置に係る財政措置を講じること
2. フリースクール等で学習等を行う不登校児童生徒に対する経済的支援に向けた制度構築及び財政措置を講じること

2 教職員体制の充実

(文部科学省)

- 子どもを取り巻く環境の変化とともに、GIGAスクール構想や新学習指導要領、いじめや不登校への対応、教育課題や学校に求められる業務は多様化している。
- 多様化する教育課題への対応等を背景に、教員の負担は増加しており、本市では、校務の効率化や外部人材の活用等を進めているが、なお教員の時間外労働は高い水準となっている。様々な課題に対応しつつ、児童生徒に対し効果的な指導・支援を行っていくためには、教職員体制の更なる充実が求められる。
- 本市では、いじめ対応の中心を担う専任教諭等（180校）や、前述の在籍学級外での不登校児童生徒等の個別支援を担う専任教諭（25校）など、教育課題に応じた人員体制の拡充を、自主財源を投じながら独自に進めてきた。しかしながら、自主財源を活用した取組みには限界があり、加配定数の増加等、教職員定数の充実が必要である。
- また、国における養護教諭の配置基準は小学校 851人以上、中学校 801人以上の児童生徒がいる場合 2名となっているが、心のケアをはじめとした児童生徒への十分な支援のため、養護教諭の配置基準の改善が必要である。
- 教員志望者の減少等を背景に、教員不足が全国的な課題となっているが、特に、産育休等の代替教員の確保が極めて難しい現状にある。より安定的な人員確保のため、産育休等の代替に正規教員を充てた場合にも国庫負担の対象とするべきである。
- 併せて、地方公務員の定年引き上げに伴う教員採用者数の平準化に際して見込まれる増員についても、定数措置を講ずるべきである。
- 国における学級編制標準については、2021年度以降、小学校は段階的に 40人から 35人に引き下げが図られているが、中学校については未だ 40人となっている。本市では、独自の教員配置により中学校全学年で 35人以下学級編制を実施しているところであるが、義務教育に係る教員の給与等については国庫負担が原則であることから、こうした自治体の取組状況も十分に踏まえながら、中学校における学級編制標準の早期の引き下げを図ることが必要である。
- 特別支援学級についても、必要な支援・指導が複雑化・高度化していく中で、小中学校の特別支援学級における学級編制標準は、1993年以降変更が無く 1学級 8人のままとなっており、実情を十分に踏まえ、学級編制標準の引き下げを図ることが必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 様々な教育課題にきめ細かく対応するとともに、教員の多忙化解消を図るため、各種加配定数の改善など、教職員定数の更なる充実を図ること
2. 教員が児童生徒一人ひとりに向き合える環境づくりを進めるため、中学校及び特別支援学級に係る学級編制標準の引き下げを図ること

3 子育て環境の充実

(内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省)

- 本市は、まちの将来を担う若い世代が生き生きと活躍できる環境をつくることが重要と考え、仙台で子どもを産み、育てたいと思える、「子育てが楽しいまち・仙台」の実現に向け、「(仮称) 仙台こども財団」の設立や妊産婦が安心できる保健・医療の充実などを進めている。
- 子どもに係る医療費の助成は、各市町村がそれぞれ制度を設けて実施しているが、都道府県からの補助水準が異なり、財政状況等による地域間格差が生じている。医療費助成は社会保障制度の一環として国が責任をもって対応すべきものであり、指定都市市長会が要請している、国と自治体との共同での検討体制を構築し、地域間格差が生じることのないよう、国において統一的な子ども医療費助成制度の創設・実施を目指すことが必要である。また、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、学校給食費においても全国一律の公費負担制度を創設するとともに必要な財政措置を講じるべきである。
- 産後ケア事業は、産後の母体の回復促進や育児不安の軽減、産後うつ予防に寄与するなど、本市において安心して子育てを行うための有効な支援策となっている。2021年度に対象月齢が生後1歳未満まで拡大され、本市においても利用実績が2022年度は2020年度と比較して2倍以上となるなど大幅に増加している。国は2023年度に当該事業の対象者を「産後ケアを必要とする者」に拡大することとしており、また、国が提示している収入等の制約のない利用料減免を導入した場合には、今後利用者の更なる増加が予想される。
- 現在、母子保健衛生費国庫補助金交付要綱で定められている産後ケア事業の補助内容は、実績の1/2となっており、利用実績の増加に伴い、地方財政に過大な負担がかかり、事業の実施に支障をきたすおそれがある。希望者全員が産後ケア事業を受けられ、安心して子育てができるよう、財政措置の拡充が必要である。
- 近年、保育中の事故や不適切保育事案の発生など、保育の質の確保がこれまで以上に求められる中、国において、保育士配置基準の見直しが検討されているが、自治体によっては、以前から独自に基準の改善や保育士の加配等の措置を行っており、本市においても、国の配置基準以上に保育士を配置する保育所等に対し独自に助成を行っているところである。
- 一方で、保育士不足による職員の確保が困難な状況も続いており、保育士等の人材確保が急務である。国において、2017年度からの追加的な処遇改善(処遇改善等加算Ⅱ)の実施や公定価格単価の引き上げなど、一定の拡充が図られ、2022年度に

は処遇改善等加算Ⅲが創設され、保育士等の収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる措置が実施されたが、これによっても、他の職種と比較して保育士等の給与水準は未だ低額であることから、更なる処遇改善が必要である。

- 放課後児童支援員の処遇改善については、子ども・子育て支援交付金の「処遇改善等事業」及び「キャリアアップ処遇改善事業」において、一定の財政支援が図られている。2019年度から2021年度にかけても、両事業で交付金基準額の引き上げが一定程度なされたが、未だ他の職種と比較すると給与水準は低い。
- 2022年2月から始まった、国の「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」により、放課後児童支援員等の収入を9月まで、3%程度（月額9,000円）引き上げる措置が実施された。10月以降も子ども・子育て支援交付金（市負担1/3：交付税措置）により同様の措置を講じられているが、放課後児童支援員等の処遇改善は、全国共通の課題として国の責任において取り組むべきであり、こうした取組みの継続と、更なる処遇改善が必要である。
- 2019年10月より制度化された幼児教育・保育の無償化にあたり、各施設においては保護者からの認定申請の取りまとめや施設等利用費の請求など新たな事務が発生し、事務の煩雑化や事務量の増加につながっている。無償化事務の円滑な実施のためには、人件費や事務通信費等への財政支援が必要である。
- 市内全ての認可保育所に対し、2019年度の副食費にかかる実績について調査を行ったところ、全体の約8割の園において、児童一人当たりの月平均額が4,500円を超え、約6割の園では5,000円を超えている状況であった。副食費徴収免除加算は2023年度より4,500円から4,700円に増額されたものの、副食費徴収免除対象者の副食にかかる費用と加算額との差額は依然として園が負担している状況にあり、実態に即した加算額の設定が必要である。
- 本市では、子育て支援対策臨時交付金による「子どもの居場所支援臨時特例事業」を活用し、不登校等により安定した居場所を必要とする子どもに通所スペースを提供し、関係機関と連携を図りながら子どもが抱える多様な課題に対する支援を行っている。この助成は、年間250日（特例として200日）、1日8時間の開所を要件とするなど常設の居場所を対象とするものだが、子どもや家庭のニーズに応じた効果的な居場所支援にあたっては、地域における様々な活動主体により多様な居場所が運営される環境づくりが重要である。2024年4月の改正児童福祉法の施行に合わせた新たな助成事業においては、地域の実情等に応じた弾力的な運営が可能となるよう開所日数や時間の要件緩和が必要である。
- また、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針においては、18歳や20歳

といった特定の年齢で必要な支援が途切れることなく、心身の発達の過程にある子どもや若者に対し切れ目のない支援を行うことが重要とされており、本市においても若者を対象に居場所づくりを含めた自立・就労支援の取組みを進めているところである。子どもや若者に幅広く対応した居場所づくりを一層拡充し、潜在的な課題の早期発見や継続的な支援を進めるためには、18歳以上の若者の居場所支援事業に対する助成が必要である。

○ ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 子どもに係る医療費の助成について、国と自治体との共同での検討体制を構築し、地域間格差が生じることのないよう、国において統一的な制度の創設・実施を目指すこと。併せて、学校給食費について全国一律の公費負担制度の創設と必要な財政措置を講じること
2. 産後ケア事業は、国が2023年度より対象要件をさらに拡大する予定としており、利用実績が今後増加していくことが見込まれるため、国は事業の拡充においては地域が抱える課題等を把握した上で、地域の実情を踏まえたサービス提供が可能となるよう配慮するとともに、制度改正による影響を踏まえて財政措置を拡充すること
3. 保育の質の向上のため、公定価格の処遇改善等加算の更なる拡充等により保育士確保策を講じながら、保育士配置基準の抜本的な見直しに取り組むこと。併せて、地方自治体が独自に実施する保育士配置基準の改善に要する施策に対し、財政支援措置を講じること
4. 放課後児童クラブの質の維持・向上のため、放課後児童支援員の処遇改善補助額を引き上げるなど、財政措置の更なる拡充を行うこと
5. 幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに生じた事務負担等に対する助成や実態に即した加算額の設定など、必要な財政措置を行うこと
6. 児童育成支援拠点の更なる充実のため、家庭や学校以外の居場所を必要とする子どもの支援事業に対する助成について、要件を緩和すること。併せて、対象年齢の拡充や新たな助成事業の創設により、18歳以上の若者も居場所支援の助成対象とすること

4 福祉環境の充実

(内閣官房、内閣府、厚生労働省)

- 高齢化の進展に伴い、介護ニーズが高まる中、介護サービスの充実や介護職員等の人材確保の取組みは引き続き重要である。介護職員等については、2022年10月から新たな加算（ベースアップ等支援加算）が創設されるなど、これまでも数次にわたって、処遇改善のための措置が講じられているが、全職種と比較し、依然としてその給与が低く、また離職率が高いことも課題となっている。
- 住居確保給付金については、収入認定基準の違いにより、生活保護においては要保護者となる一方で、給付金の支給要件に該当しない場合がある。
- 生活困窮者自立支援マニュアルにおいては、「生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行う」とされているが、勤労収入がある者ほど、要保護者となりながら、住居確保給付金が受けられず、生活再建の選択肢が生活保護のみとなってしまう、結果として生活保護が優先されていることとなる。生活保護に至る前の自立支援策として、住居確保給付金をより有効に機能させるためには、制度の見直しが必要である。
- 本市が実施する困難を抱える女性への支援事業については、内閣府の地域女性活躍推進交付金を活用しているが、当該交付金は2026年3月末までの時限立法である女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき定められており、法が失効した後も安定した財源措置を求めていく必要がある。
- 2022年度に本市が独自に実施した若年女性を対象とした実態調査からは、安心できる居場所の確保とアウトリーチ支援が困難を抱える女性への支援として重要であることが明らかになった。本市ではどちらの事業も当該交付金を活用して実施しているが、交付金事業は、新規性が認められる事業を優先して採択し、継続事業については効果が認められる場合に限り予算の範囲内で交付の対象とする旨が示されており、継続事業の安定した財源とは言い難い。
- 加えて、2024年4月に施行される困難な問題を抱える女性への支援に関する法律では、地方自治体は民間団体の援助に努めるものとされており、援助に要する安定した財源が必要である。
- 予防接種法における「定期接種」（第五条）に位置付けられた予防接種は、法定の予防接種として公費負担による接種が可能だが、それ以外の予防接種は全額接種者負担の任意接種となる。定期接種の対象疾病は、予防接種法および政令により指定されており、国の「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会」における専門家による審議の上で決定される。

- 近年、带状疱疹の発症率は50歳以上で増加し、80歳になるまでに3人に1人が発症すると言われている。带状疱疹ワクチン接種によって発症を予防することができるが、定期接種に位置づけられていないためワクチン接種費用は全額接種者が負担する必要がある。
- 带状疱疹ワクチンについて、国において定期接種化に向けた審議が行われているが、具体的な計画が示されていない。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 介護職員等の人材確保や定着につながるよう、より適切な介護報酬等の設定や処遇改善加算の加算率の引き上げを行う等の更なる処遇改善を行うとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること
2. 住居確保給付金について、生活保護に至る前段階の自立支援策としてより有効に機能させるため、収入要件や控除の見直しを行うこと
3. 困難を抱える女性の支援に要する経費について、引き続き財政支援の充実を図るとともに、継続事業の実施を含めた所要額を措置すること
4. 带状疱疹ワクチンについて、科学的知見に基づいて、有効性、安全性などを示し、早急に定期接種化を進めること

Ⅶ 持続可能な市政運営に向けた支援

1 公共施設やサービスの持続的な提供

(総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

- 高度経済成長期に大量に建設されたインフラ施設や公共建築物は、老朽化が進み、今後多くが更新時期を迎える。人口減少や少子高齢化など社会が転換点を迎え、財政制約も強まる中、将来にわたって市民に必要なサービスを持続的に提供し続けられるよう、保有する公共施設を効果的・効率的に活用していくことが求められる。
- 道路や橋梁、水道施設などのインフラ施設については、老朽化が進み損傷事故等のリスクが増大している。本市は、計画的かつ予防的な保全により施設の長寿命化を図りながら、効率的な維持管理・更新を行っていくこととしているが、今後、厳しい財政環境下においてこれを確実に行的っていくためには、所要の財源の確保が大きな課題である。
- 学校などの公共建築物についても、児童生徒の教育環境改善のために、計画的な大規模改修や改築の実施、便器の洋式化などの時代に応じた機能改善を図っていく必要がある。これらの確実な実施に向けては、国による安定的な財政措置が不可欠である。
- 下水道事業は汚水の排除による公衆衛生の確保、汚水の浄化による公共用水域の水質保全など、公共的役割が極めて大きな事業であるが、2017年度の財政制度等審議会において、下水道事業については受益者負担徹底の観点から、国による支援は未普及の解消及び雨水対策へ重点化するとの方針が提示された。下水道施設改築への国費支援がなくなった場合には、受益者負担では施設改築を進めることが困難となり、道路陥没や下水処理の機能停止など、市民生活に重大な影響が及ぶ恐れがある。
- 公共施設について、増大する維持管理・更新コストを抑えながら、社会情勢や市民ニーズの変化にも対応していくためには、施設の質・量の適正化を推進していくことも必要となる。公共施設の集約化・複合化及び転用事業に係る地方債については、2026年度までの期間延長が認められたが、施設の集約化等は、住民の理解を得ながら丁寧に進める必要があり、事業化には時間を要するとともに、今後各施設の更新時期も勘案しながら、継続的に取り組んでいく必要がある。これらの取組みは公共施設のみならず庁舎等の公用施設においても重要であるが、公用施設は当該地方債の対象に含まれていない。
- 2022年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により、市内では甚大な

被害が発生している。

- 国史跡である仙台城跡は、本丸北西石垣及び西門石垣の一部が合わせて 28 メートルにわたり崩落したほか、石垣の変形が複数個所で生じるなど甚大な被害を受けた。石垣については、我が国の歴史上・学術上重要な文化財であるとともに、仙台城跡は本市の重要な観光拠点である。2022 年度は被害状況の把握に努めるとともに、復旧事業は中門石垣の解体業務に着手した。2024 年度末の工事完了を目指して災害復旧事業を進めているが、貴重な文化財の継承及び来訪者の安全確保のため速やかな復旧に向けた国による支援が必要である。
- また、石垣以外にも市内の多くの文化財に被害が生じている。国登録文化財の災害復旧事業は補助対象となったものの、依然として県・市指定文化財は対象外である。加えて、災害復旧手法等に係る国の承認手続きが複雑で時間を要するものとなっている。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 道路や老朽化した浄水場等の水道施設等のインフラ施設、学校などの公共建築物の計画的な維持管理・更新に対し、確実な財政措置を講じること
2. 下水道施設の改築に係る財政措置を確実に継続すること
3. 2026 年度までとされている公共施設の集約化・複合化及び転用事業に係る地方債について、庁舎等の公用施設を対象に含めるとともに、恒久的な措置とすること
4. 仙台城跡の災害復旧事業について、国庫補助金を年度ごとに必要な金額を迅速に交付すること。指定文化財については、国・県・市いずれの指定によるかにかかわらず、原形に復旧する費用全額を国庫負担とするとともに、登録文化財等について、新たに救済制度を創設し、当該文化財を復旧する費用全額を国庫負担とすること。また、指定文化財の復旧に早期に着手できるよう、復旧手法等に係る国の承認手続き等の簡素化・迅速化を図ること

2 実態を踏まえた財源の確保と地方分権改革の推進

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省)

- 地方交付税は、地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもった地方固有の財源であり、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでない。
- 庁舎や公共施設等の電気料金増嵩、資材単価の高騰をはじめとする物価高騰等に伴う財政需要や地方税等収入の状況を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税額を確保すべきである。
- また、個別の算定については、大都市特有の財政需要を反映することはもとより、基準財政需要額の算定において大都市に対する削減を行わないことや事業所税に係る算入額を引き上げることなどにより、適切に行う必要がある。
- 2023年度地方財政計画において、臨時財政対策債が大幅に減額されたものの、依然として地方交付税の法定率引き上げや臨時財政対策債の廃止は実現していない。
- 臨時財政対策債は相対的に指定都市への配分割合が大きく、指定都市の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合は拡大しており、本市においても2021年度末時点の臨時財政対策債残高が一般会計市債残高の3割を超える状況となっているなど、市債発行額抑制や市債残高削減の取組みの支障となっている。
- 基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるようにするためには、大幅な事務・権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現する必要がある。
- しかしながら、現行の指定都市制度は、暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化などの指定都市が直面する問題に十分に対応できる制度ではない。また、指定都市はその規模や歴史・文化をはじめ、国や道府県との関係性、地域で果たす役割等、それぞれが異なる特性を持っている。
- そのため、道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進め、「特別市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図る必要がある。
- 国勢調査は、日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の重要な統計調査であり、国が主導して行うべき事業である。次回の国勢調査は2025年であるが、複数の国政選挙及び地方選挙が予定されており、実務を担う本市としては、業務量が過大になることが予想される。
- 調査の現場では、高齢化等により調査員の担い手不足が深刻化しているほか、都市部での地域的連帯感の希薄化や、オートロックマンションの増加、プライバシー

意識の高まりによる調査拒否などにより、調査環境は年々厳しさを増している。一方で、民間事業者への委託は限定的であり、報酬にも制限があるため外部人材の活用が進まないという問題がある。

- また、調査員が世帯へ配布する調査用品は、前年度の住民登録世帯数を基に国が算定する数が原則とされているため、毎回、数量が不足し、多くの調査員から追加交付を求められる実態がある。五月雨的に追加交付の作業が生じることは市町村にとって大きな負担になるほか、現場の調査員も業務の中断を余儀なくされるため、予め用品不足が生じない制度設計が求められる。
- 本来国が全額負担すべき委託統計調査に要する費用は、当初交付分の金額で賄うことが原則とされているが、職員の超過勤務手当や、大規模調査における調査用品の仕分・配送及び廃棄にかかる経費が膨大なため、令和2年国勢調査では、交付金が不足し市費の負担が生じた。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。特に、庁舎や公共施設等の電気料金増嵩、資材単価の高騰をはじめとする物価高騰等に伴う財政需要についても、必要な財政措置を行うとともに、大都市特有の財政需要を反映した適切な算定を行うこと
2. 地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引き上げ等により対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること
3. 新たな大都市制度（特別市）の早期創設により、多様な大都市制度の実現を図ること
4. 令和7年国勢調査の実施に向けては、民間事業者への委託拡大について検討を進めるとともに、配布する調査用品に不足が生じない設計とし、現場の実務を担う調査員及び市町村の負担を軽減すること。また、調査の円滑かつ適正な事務執行を図るため、十分な財源を措置し、実際に要した経費全額を市町村へ交付すること

